

保護者各位

暴風警報及び特別警報発令に伴う対応について

幼稚園では、暴風警報及び特別警報が発令された場合、下記のとおり対応することとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

記

- ◎ 午前7時の時点で大阪府全域、東部大阪地域又は門真市に「暴風警報」又は「特別警報」が発令中の場合 → 登園せず、ご自宅で待機してください。
- ◎ 午前9時時点で大阪府全域、東部大阪地域又は門真市に「暴風警報」又は「特別警報」が発令中の場合 → 臨時休園になります。
- ◎ 午前9時までに大阪府全域、東部大阪地域又は門真市の「暴風警報」又は「特別警報」が解除された場合 → 午前10時までに登園してください。
※ただし、「特別警報」が解除されたものの、「暴風警報」が発令中の場合 → 臨時休園となります。
- ◎ 登園後に、「暴風警報」が発令された場合
→ 安全確保にご留意のうえ、速やかにお迎えいただきますようご協力をお願いします。
- ◎ 登園後に、「特別警報」が発令された場合は、
→ 園長の判断により、園での待機又は避難等ただちに命を守るための行動をとることとなりますので、ご了承願います。

Q1 「特別警報」って何ですか？

A1 「特別警報」は、警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予測され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表されるものです。「特別警報」が出た場合、その地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にありますので、ただちに命を守るための行動（避難所や高台に避難する、家の中で安全な場所にとどまるなど）をとることが求められています。

Q2 「大雨警報」や「洪水警報」などの警報だけが発令されている場合はどうなるのですか？

A2 暴風警報以外の警報だけが発令されている時は平常どおり開園します。

ただし、地域の事情等で臨時休園や降園等の措置をとる場合は、園から連絡を行います。